

「平成22年度おもてなし向上モデル事業委託業務」について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

平成22年2月19日

奈良県知事 荒井正吾

1 業務概要

- (1) 業務名 平成22年度おもてなし向上モデル事業委託業務
(ふるさと雇用再生特別対策事業)
- (2) 業務内容 宿泊施設事業者による地域のモデル的な取組計画の作成
おもてなし向上モデル事業の実践
スキルアップ研修への参加
アドバイザー派遣事業との連携
- (3) 契約期間 契約の日(平成22年4月1日予定)から平成23年3月31日まで
- (4) 募集件数等 平成21年度おもてなし向上モデル事業受託事業者
新規雇用労働者10名程度(予定)
- (5) 参考業務規模 新規雇用労働者1名に対して、予定額(4,000千円 消費税及び地方消費税を含む。)を限度とします。

2 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、応募できます。

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受け、県内で民間の宿泊施設を営む者であること。ただし、下宿営業を営む者、いわゆるラブホテル(奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成18年3月奈良県規則第41号)第6条第1項第2号に定める施設)を営む者は除く。
- (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 県税を滞納していない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

3 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 商工労働部 企業立地推進課 ホテル誘致グループ（奈良県本庁舎6階）

TEL 0742-27-8873 / FAX 0742-27-4473

(2) 募集要項の交付期間及び交付場所

交付期間 平成22年2月19日（金）から平成22年3月9日（火）まで
（土曜日及び日曜日を除く）

時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

場 所 3（1）の担当部局に同じ

なお、奈良県企業立地推進課ホームページからのダウンロードは24時間可能です。

(3) 事業計画書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限 平成22年3月9日（火）午後5時まで

提出先 3（1）の担当部局に同じ

提出方法 郵便又は持参

提出部数 1部

(4) プレゼンテーション

日 時 平成22年3月19日（金）及び25日（木）

場 所 奈良県文化会館 1階 第2会議室

奈良市登大路町 6 - 2

(5) 事業計画書の選定

提出のあった事業計画書について、おもてなし向上モデル事業選定審査会の審査により選定します。

4 その他

詳細は募集要項によります。

本事業への申込みに当たっては、奈良県議会における平成22年度予算案の可決・成立が前提となっておりますので、あらかじめご承知願います。